

薬局における調剤及び販売又は授与の業務を行う体制の概要表

1 調剤に従事する薬剤師の勤務時間の規定

薬剤師の週当たりの勤務時間の総和 > 営業時間の1週間の総和
 (※特定販売のみに従事する勤務時間を除くこと)

2 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務時間の規定

販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たりの勤務時間の総和 =
 要指導医薬品の情報提供場所数並びに一般用医薬品の情報提供場所数の和

∨

∨

要指導医薬品又は一般用医薬品を販売又は授与する開店時間の1週間の総和 =

3 要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与に従事する薬剤師の規定

要指導医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たりの勤務時間の総和 =
 要指導医薬品の情報提供場所数並びに第1類医薬品の情報提供場所数の和

∨

∨

要指導医薬品又は第1類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の1週間の総和 =